

# 船舶事故調査報告書

令和6年6月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）  
委員 上野 道 雄  
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗員死亡																																												
発生日時	令和5年10月5日 13時30分ごろ（医師による死亡推定時刻）																																												
発生場所	滋賀県大津市蓬萊 <sup>ほうらい</sup> 浜東方沖（琵琶湖西部） 志賀中学校四等三角点から真方位106°730m付近 （概位 北緯35°10.7′ 東経135°55.1′）																																												
事故の概要	ヨット（船名なし）は、帆走中、転覆して乗員1人が落水し、死亡した。																																												
事故調査の経過	令和5年10月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。																																												
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ヨット（船名なし）、重量78.0kg なし、個人所有 3.94m×1.34m×0.39m、FRP 機関なし、不詳																																												
乗組員等に関する情報	乗員A 62歳 乗員B 53歳																																												
死傷者等	死亡 1人（乗員A）																																												
損傷	なし																																												
気象・海象	気象：天気 曇り 本事故発生場所の北北東方約3.9海里に位置する南小松地域気象観測所における本事故当日の観測値は、次のとおりであった。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時:分)</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> </tr> <tr> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12:30</td> <td>9.8</td> <td>西北西</td> <td>18.0</td> <td>西北西</td> </tr> <tr> <td>12:40</td> <td>9.6</td> <td>北西</td> <td>18.3</td> <td>北西</td> </tr> <tr> <td>12:50</td> <td>9.0</td> <td>北西</td> <td>17.7</td> <td>北西</td> </tr> <tr> <td>13:00</td> <td>5.5</td> <td>北西</td> <td>12.8</td> <td>北</td> </tr> <tr> <td>13:10</td> <td>6.7</td> <td>北西</td> <td>17.9</td> <td>西北西</td> </tr> <tr> <td>13:20</td> <td>7.4</td> <td>北西</td> <td>15.8</td> <td>北西</td> </tr> <tr> <td>13:30</td> <td>6.8</td> <td>北西</td> <td>16.1</td> <td>北西</td> </tr> </tbody> </table>	時刻 (時:分)	平均		最大瞬間		風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	風向	12:30	9.8	西北西	18.0	西北西	12:40	9.6	北西	18.3	北西	12:50	9.0	北西	17.7	北西	13:00	5.5	北西	12.8	北	13:10	6.7	北西	17.9	西北西	13:20	7.4	北西	15.8	北西	13:30	6.8	北西	16.1	北西
時刻 (時:分)	平均		最大瞬間																																										
	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	風向																																									
12:30	9.8	西北西	18.0	西北西																																									
12:40	9.6	北西	18.3	北西																																									
12:50	9.0	北西	17.7	北西																																									
13:00	5.5	北西	12.8	北																																									
13:10	6.7	北西	17.9	西北西																																									
13:20	7.4	北西	15.8	北西																																									
13:30	6.8	北西	16.1	北西																																									

	<table border="1"> <tr> <td>13:40</td> <td>7.1</td> <td>北西</td> <td>14.5</td> <td>西</td> </tr> <tr> <td>13:50</td> <td>5.9</td> <td>北西</td> <td>14.7</td> <td>西北西</td> </tr> <tr> <td>14:00</td> <td>4.7</td> <td>北西</td> <td>9.8</td> <td>西北西</td> </tr> </table> <p>水象：波高 約0.2m、水温 約24℃</p> <p>大津市北部には、10月5日03時30分に強風注意報（琵琶湖で風速12m/s以上）が発表され、本事故当ても継続中であった。</p>	13:40	7.1	北西	14.5	西	13:50	5.9	北西	14.7	西北西	14:00	4.7	北西	9.8	西北西
13:40	7.1	北西	14.5	西												
13:50	5.9	北西	14.7	西北西												
14:00	4.7	北西	9.8	西北西												
事故の経過	<p>本船は、ディンギーヨット（船室のない小型ヨット）で、乗員A及び乗員Bが乗り、遊走の目的で、令和5年10月5日13時00分ごろ蓬萊浜北方の湖岸から出艇した。（写真1参照）</p>  <p>写真1 本船の出艇準備作業状況（本事故発生前）</p> <p>本船は、出艇後、乗員Aが本船の後部中央付近に船首方を向いて座り、乗員Bが、センターボード*1を差し込んだ後、左舷側船首寄りの船縁に右舷方を向いて座っていた。</p> <p>本船は、蓬萊浜北方沖で右舷船尾方からの強い風を受けながら帆走により南進中、13時05分ごろ更に強い風を受けて左舷側に傾斜して転覆し、乗員A及び乗員Bが落水した。</p> <p>乗員Aは、本船のセンターボードに体重をかけて本船を復原させたが、乗員A及び乗員Bは本船に上がることができず、乗員Aが右舷側の船縁に、乗員Bが船尾側の船縁にそれぞれつかまって漂流していたところ、本船は13時10分ごろ再度転覆した。</p> <p>乗員Bは、乗員Aから頼まれて乗員Bの近くに浮いていた乗員Aの靴を泳いで取りに行ったところ、本船が流されていて戻ることができず、また、湖岸までは泳げないと思い、仰向けの状態で湖面に浮いていた。</p>															

\*1 「センターボード」とは、横流れを防ぎ、船体の安定を保つために船底に設けた翼のことをいう。

	<p>大津市所在の体験学習施設の職員は、転覆している本船を湖岸から認めてプレジャーボートで出航し、湖面に浮いていた乗員Bを救助するとともに110番通報を行った。</p> <p>乗員Aは、警察、消防及び滋賀県による捜索が行われ、消防隊員により6日10時35分ごろに本船が2回目に転覆した場所付近の水深約5mの湖底で発見された。</p> <p>乗員Aは、医師により死因が短時間での溺死、死亡推定時刻が5日13時30分ごろと検案された。</p> <p>本船は、転覆したまま漂流を続け、蓬萊浜東方沖の定置網に引っ掛かり、6日同定置網の所有者により引き出されて同浜北方の湖岸にえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>乗員Bは、ヨットに乗船するのは本事故当日が初めてであり、乗員Aから誘われて同乗したが、ヨットは転覆しないと思っていた。また、乗員Aからセンターボードを差し込むこと以外に指示等は受けていなかった。</p> <p>体験学習施設の代表者によれば、本事故当時は、風速は約15m/sであり、同施設では本事故当日の出艇を中止していた。</p> <p>本事故発生場所付近に所在するマリーナの代表者によれば、本事故当日は北寄りの風が強く、ディンギーヨットが出艇できる状況ではなかった。</p> <p>文献「ディンギーヨットの基礎訓練」(笹岡耕平著、株式会社成山堂書店、平成25年2月18日3訂3版発行)によれば、荒天帆走について、次のとおり記載されている。</p> <p>ディンギーは外洋を航海するクルーザーとはちがいで、本来、風速が10m/s以上の強風下で帆走できるような構造ではないから、出港前によく天候や海象を調べて出港の判断をしなければならない。</p> <p>乗員Aは、本事故当時、救命胴衣を着用しておらず、乗員Bは、国土交通省の型式承認を受けていない救命胴衣を着用していた。</p> <p>乗員A及び乗員Bは、携帯電話を身に付けていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>乗員Aは、溺死した。</p> <p>本船は、大津市北部に強風注意報が発表されている状況下で蓬萊浜北方の湖岸から出艇したことから、右舷船尾方からの強い風を受けながら帆走により南進中、更に強い風を受けて左舷側に傾斜して転覆し、乗員A及び乗員Bが落水したものと考えられる。</p> <p>乗員Aは、転覆した本船を復原させて乗員Bと共に本船につかまっ</p>

	た状態で漂流を続けていたが、本船が再度転覆して本船をつかんでいた手が離れた際に、救命胴衣を着用していなかったことから、浮力が十分に得られず、短時間で溺死に至った可能性があると考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、大津市北部に強風注意報が発表されている状況下で蓬萊浜北方の湖岸から出艇したため、右舷船尾方からの強い風を受けながら帆走により南進中、更に強い風を受けて左舷側に傾斜して転覆し、乗員A及び乗員Bが落水して乗員Aが溺水したことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ディンギーヨットの乗員は、強風注意報等が発表されているときは出艇を控えること。</li> <li>・ ディンギーヨットの乗員は、救命胴衣を着用すること。なお、着用にあたっては国土交通省の型式承認を受けた救命胴衣（桜マーク付き）を着用することが望ましい。</li> <li>・ 小型船舶の乗船者は、落水し救助要請を行う場合に備え、防水ケース入り携帯電話を使用できる状態で所持しておくこと。</li> <li>・ ディンギーヨットの乗員は、ディンギーヨットに初心者が同乗する場合、ディンギーヨットは転覆しやすいことや転覆時の措置等について、同乗者に対しあらかじめ十分に説明して訓練を実施しておくこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

